

令和4年9月15日
感染症対策センター
感染症対策企画グループ
感染症対策企画監 植村 武彦
電話 055-223-1321
FAX 055-223-1649

報道関係者各位

山梨県の手足口病の流行状況について (富士・東部保健所管内で警報レベル)

令和4年第36週(9月5日～9月11日)の感染症発生動向調査の結果は次のとおりです。

手足口病の定点あたり報告数
富士・東部保健所管内：7.0人^{※1}

富士・東部保健所管内は、警報レベルの基準値である5.00以上となったことから手足口病の警報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

大きな流行の可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【富士・東部保健所管内】 定点数5医療機関合計報告数35人 35人÷5医療機関=7.0人

※2 定点1医療機関あたりの報告数が5.00以上で警報レベル。(注意報レベルの設定なし。報告数が2.00を下回ると解除。)

【直近の数値】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	甲府市
36週 (9/5～9/11)	3.42	1.88	1.50	-	7.0	5.20
35週 (8/29～9/4)	2.79	1.88	3.50	-	4.40	3.20
34週 (8/22～8/28)	2.54	1.50	1.25	-	4.40	4.40
33週 (8/15～8/21)	1.25	0.13	1.00	-	1.40	3.60
32週 (8/8～8/14)	1.63	-	1.00	-	2.60	4.40

※甲府市保健所管内は令和4年第28週(7/11～7/17)に警報レベル入りしております。

手足口病

●手足口病はどんな病気？

- ✓ 口の中や手足などに水疱性の発疹が出るウイルス性の感染症です。
- ✓ 子どもを中心に、主に夏季に流行します。
例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。
- ✓ 病気の原因となるウイルスは、主にコクサッキーウイルス A16、エンテロウイルス 71 (EV71)で、その他、コクサッキーウイルス A6、A9、A10などが原因になることもあります。
- ✓ 感染症法では定点把握対象の5類感染症に分類され、一部の小児科医療機関が届出基準に基づいて診断した場合、保健所に届出がされることになっています。

●どんな症状があるの？

- ✓ 感染してから3～5日後に、口の中、手のひら、足底や足背などに2～3mmの水疱性発疹が出ます。発熱は約3分の1にみられますが、あまり高くないことが多く、高熱が続くことは通常はありません。ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気です。
- ✓ ごくまれに髄膜炎や脳炎などの合併症や、手足口病の典型的な症状がみられずに重症になることもあります。発熱や嘔吐、頭痛などがなければ経過観察を行い、注意をする必要があります。

●どうやって感染するの？

- ✓ 感染経路は、**飛沫感染**(患者の唾液や鼻汁がくしゃみやせきで飛び散ることや、吸い込むことで感染)、**接触感染**(患者の手やさわったものを介して、口に入れたり鼻をさわったりすることで感染)、**糞口感染**(便の中に排泄されたウイルスが口に入ることで感染)があります。

●治療方法と予防策は？

- ✓ 手足口病に特別な治療方法はありません。経過観察を含め、症状に応じた治療となります。まれに合併症などが起こることから、経過観察をしっかりと行う必要があります。
- ✓ 手足口病に対する予防接種はありません。快復した後でも、比較的長くウイルスが便の中に排出されることがあるので、感染を予防するために手洗いをしっかりとし、排泄物を適切に処理しましょう。また、タオルの共用をしないようにしましょう。
- ✓ 衛生観念がまだ発達していない乳幼児の集団生活施設では、感染を拡げないために職員と子どもたちがしっかりと手洗いすることが大切です。また、大人に感染することもありますので、家庭内での感染にも注意しましょう。
- ✓ 口腔内の症状により、飲食に支障があることがあるため、脱水等に注意が必要です。